

## オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和3年10月1日）

府省名	12 総務省
対象事業名	労働力調査オンライン調査システム

### 1. 対象手続一覧

手続ID	手続名	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン 手続件数 (令和元年度)	オンライン 利用率 (令和元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
11925	労働力調査	申請等	国民等	地方等	456,768	29,377	6.4%	50%	令和7年度 末

※オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

## 2. 対象事業の概要

労働力調査は、統計法に基づく報告義務がある基幹統計調査として、統計調査員が実地に地域を踏査の上、名簿を作成、調査票を配布し、回収をオンライン又は同調査員への紙媒体の手交の2つから報告者（調査対象世帯）が選べる仕組みとして実施している。このうち、オンラインによる回答を選択した報告者（調査対象世帯）は、割り当てられたオンライン回答用ログイン情報を元に、オンライン調査システムへアクセスして調査回答期限までに当該システムから調査への回答を行う（詳細は「事業の概要」参照）。

## 3. 対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

実施済

#### 4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

手続名	労働力調査			
各手続の概要	<p><b>【概要】</b>            報告者（調査対象世帯）は、回答期限までに調査票を提出する必要がある。</p>			
	<p><b>【年間総手続件数（令和2年度）、オンライン利用率（令和2年度を含む過去5年間）】</b>            令和2年度 年間手続件数 460,072件、（うちオンライン件数：167,514件）</p> <table border="1" data-bbox="472 576 869 676"> <tr> <td>令和2年度</td> <td>令和元年度</td> </tr> <tr> <td>36.4%</td> <td>6.4%</td> </tr> </table> <p>※本調査は、令和元年9月から段階的に導入（令和2年4月に全面導入）したため、令和元年度以降について記載。</p>	令和2年度	令和元年度	36.4%
令和2年度	令和元年度			
36.4%	6.4%			
オンライン利用率目標・取組期間と設定の考え方  （主要な手続について目標設定）※調査中の場合でも想定目標値を記載	<p><b>【目標】</b>            オンライン利用率 50%（※）            ※オンライン利用率＝オンラインによる回答／全回答数</p>			
	<p><b>【取組期間（達成期限）】</b>            令和7年度末まで</p>			
	<p><b>【目標・期間設定の考え方】</b>            「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定）においても、政府統計全体としてオンライン調査の推進を図ることとされており、それらの取組も踏まえながら、令和3年度から7年度までの5年間で、オンライン利用率 50 %を目指す。</p>			

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク シヨンプラ ン①	課題	令和2年4月からオンライン調査を全面的に導入したため、調査対象世帯への認知度向上のための取組や幅広い利用者の目線を踏まえより一層分かりやすい利用方法の説明を行い、利用者を拡大し、オンライン利用率を向上させる必要がある。
	中間 KPI	【目標・達成期限】 毎年のオンライン利用率を対前年比で上昇させる。 【KPI の定義】 オンライン利用率＝オンライン回答数/総回答数
	アクション プラン a	【取組内容】 調査依頼時等の機会を捉え、リーフレット等によりオンライン回答が可能であることを調査対象世帯に対し一層強力に周知するとともに、これに係る調査員への指導強化を図る。 【取組期限（期間）】 令和7年度
	アクション プラン b	【取組内容】 オンライン回答専用のコールセンターへの問合せ内容等を分析するとともに、オンライン回答の実施状況について都道府県と意見交換を行い、効果的な周知方法や利用者拡大のための取組を検討する。 【取組期限（期間）】 令和7年度

## 5. スコアカードの更新頻度と公表方法

総務省HPにて公表（オンライン利用率については、年1回、年度の数値を集計次第速やかに公表する。）

## 6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

毎年、統計法施行状況報告において、オンライン回答の実施状況を統計委員会に提示（資料は総務省HPにて公表）。

## 7. 基本計画の見直し

- ・取組の進捗を自らチェックし、基本計画を見直し、必要な改定を行う。
- ・第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。